

**「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分）
及び（6/1～6/20実施分）」の受付開始時期の変更について**

令和3年7月2日付のプレスリリースにおいて、「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分）及び（6/1～6/20実施分）」の受付開始時期についてご案内いたしましたが、新たに国から示された「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」の早期給付を開始することに伴い、これまでの協力金に関するスケジュールの見直しが必要となったことから、以下のとおり受付開始時期を変更いたします。

1. 受付開始時期等

＜変更内容＞

(1) 受付要項公表

当初：令和3年7月15日（木）14時00分（予定）

変更後：令和3年7月26日（月）14時00分（予定）

※受付要項の冊子は、7月26日以降、都関係機関等で配布いたします。

(2) 申請受付期間

当初：令和3年7月15日（木）～8月20日（金）

変更後：令和3年7月26日（月）～8月31日（火）

2. 問い合わせ

感染拡大防止協力金等コールセンターにおいて対応いたします。

（電話番号 0570-0567-92 9時00分から19時00分まで毎日）

＜問い合わせ先＞

感染拡大防止協力金等コールセンター

電話 0570-0567-92

（午前9時00分から午後7時00分まで毎日）